

大口町告示第54号

大口町電子契約実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町電子契約実施要綱の一部を改正する要綱

大口町電子契約実施要綱（令和6年大口町告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「130万円」を「200万円」に、「300万円」を「500万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町電子契約実施要綱の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第４条関係）			別表（第４条関係）		
	当事者型電子契約サービス	立会人型電子契約サービス		当事者型電子契約サービス	立会人型電子契約サービス
工事等	<u>200万円</u> 以上	<u>200万円</u> 未満	工事等	<u>130万円</u> 以上	<u>130万円</u> 未満
委託業務	<u>500万円</u> 以上	<u>500万円</u> 未満	委託業務	<u>300万円</u> 以上	<u>300万円</u> 未満
物品の買入れ	<u>500万円</u> 以上	<u>500万円</u> 未満	物品の買入れ	<u>300万円</u> 以上	<u>300万円</u> 未満